

金銭消費貸借契約書

貸主 利回市場株式会社 (以下「甲」という。) と借主 合同会社EFI株式ファンド (以下「乙」という。) は、甲が乙に対し以下の約定により金銭消費貸借契約を締結し (以下、「本契約」という。) 本契約に合意する。

(消費貸借の合意)

第1条 甲は、乙に対し、下記のおとり金500万円を貸し渡し、乙はこれを借り受ける。

記

令和6年9月12日 金500万円

(弁済期)

第2条 乙は、甲に対し前条の借入金を令和6年9月25日限り、甲に持参又は送金して弁済する。

(利息等)

第3条 第1条の借入金の利息は、年12パーセント (月1パーセント) とし、乙は毎月30日までに当該月分の利息を甲に持参又は送金して支払う。

2 遅延損害金は年15パーセントとする。

(用途の限定)

第4条 乙は、第1条の借入金を、合同会社EFI株式ファンドの事業に関することに限定して使用する。

(担保)

第5条 乙は、第1条の借入金の担保として、合同会社EFI株式ファンドが所有している株式会社ミュゼ・ホールディングスの潜在株を含む株式全部である100株を提供する。

(期限の利益喪失)

第6条 乙に次に掲げる事項の一つにでも該当する事由が生じたときは、何らの通知、催告がなくとも当然に、乙は一切の債務について期限の利益を喪失するものとし、直ちに第5条の株式を譲渡する株式譲渡契約を締結し実行する。

(1) 乙が本契約に基づく債務の一つについてでも、その履行を遅滞し、又は違約したとき。

(2) 支払の停止又は破産、民事再生、会社更生手続若しくは特別清算の申立てがあったとき。

(3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(4) 仮差押え、仮処分、強制執行若しくは任意競売の申立て又は滞納処分のあったとき。

(届出義務)

第7条 乙は、次の事項について、当該事項発生後直ちに甲に対し通知しなければならない。

- (1) 本店所在地又は住所の移転
- (2) 勤務先、職業の変更

(費用負担)

第8条 本契約の締結に要する印紙その他の費用は乙の負担とする。

(合意管轄)

第9条 甲と乙は、本契約に関する訴訟その他の法的手続については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

上記合意を証するため、本契約書2通に各自が記名押印の上、甲乙各1通これを所持する。

令和6年9月12日

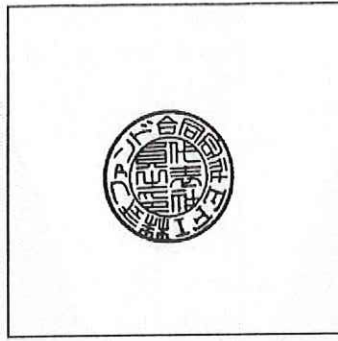
甲 東京都中央区晴海3-13-1 [REDACTED]
利回市場株式会社
代表取締役 古寺 カルメリータ



乙 東京都 [REDACTED]
合同会社EFI 株式会社
代表社員 福井啓介



印鑑証明書



会社法人等番号 0100-03-018363

商号 合同会社E F I 株式ファンド

本店 東京都 [Redacted]

代表社員 福井 啓介

昭和 [Redacted]



これは提出されている印鑑の写しに相違ないことを証明する。
(東京法務局管轄)

令和 6年 9月11日

東京法務局
登記官

佐藤 美智 代

